

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和5年4月18日

東松島市長 渥美 巖



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

(債) 令和5年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務

(2) 小野地域ふれあい交流館の設置目的

本市においては、「市民協働」の理念に基づき、まちづくりを進めてきたが、少子高齢化における人口の著しい減少、地域社会における活力低下などの地域課題に対して住民自ら考え、課題解決に向かう取組が必要となっている。

こうした背景を踏まえ、過疎地域等自立活性化推進交付金、地方創生拠点整備交付金を活用して「人、モノ・サービス」の循環を促し、地域を中心に生産される農林水産物の提供及び地域内外の交流を促進することを目的として「東松島市小野地域ふれあい交流館」(以下、交流館という。)を整備した。

(2) 業務目的

交流館を有効活用し地場産品の安定した販売事業を行うことで、地域内の身近な買い物拠点機能とともに多様な地域関係団体と連携した生産者と利用者の地域交流事業及び小野地域まちづくり協議会、地区自治会との交流事業の実施連携により地域の活性化につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

「(債) 令和5年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務特記仕様書」による。

(4) 業務期間

令和5年8月1日から令和7年3月31日まで

(5) 提案額の上限

4,000,000円(税込)

(内訳) 令和5年度 1,600,000円

令和6年度 2,400,000円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

(6) その他

業務実施上の条件及び成果品は、別添仕様書のとおりとする。

2 参加者の資格要件

本プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、次に掲げた事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）における東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。
- (2) 前号の入札資格を有していない事業者に対して、当該業務に限り、入札参加資格の審査受付を行うものとする。参加資格申請書類の提出期限は、令和5年4月18日(火)から4月26日(水)まで行うものとする。東松島市ホームページから申請様式（役務の提供提出書類一覧にある全ての様式）を揃えて前記6担当部署まで提出すること。別紙、東松島市一般競争(指名競争)入札参加資格審査要領(追加受付)参照のこと。
- (3) 東松島市建設工事に資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 当該業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 第1号における入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
 - ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第

411条に基づく特別清算の申立て

- (7) 建設工事において、建設業法28条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (8) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (9) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。

3 参加申込

本提案に参加を希望する者は、「(債) 令和5年度小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。